

薬食監麻発1117第7号
平成26年11月17日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

医薬品等輸入届取扱要領の改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第94条、第95条、第114条の56、第114条の57、第137条の56又は第137条の57に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の輸入届出については、「医薬品等輸入届取扱要領の改正について」（平成25年4月22日付け薬食監麻発0422第1号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「旧通知」という。）等により取扱ってきたところです。

今般、輸入手続きの一層の明確化を図るため、別添のとおり「医薬品等輸入届取扱要領」を定め、平成26年11月25日から実施することといたしますので、貴管下関係業者等に対して周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本通知の実施に伴い、旧通知は廃止いたします。

